

住宅確保要配慮者入居支援事業について

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居拒否の解消や、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の普及促進を図るため、あんしんすまいパックを始め、民間事業者の様々なサービスを活用し、以下のとおり入居支援事業を実施する。

1. 事業の必要性

民間賃貸住宅の入居支援については、平成30年度より見守りサービスを中心とした「あんしんすまいパック」の補助制度を進めてきた。しかし、住み替えを希望する住宅確保要配慮者の中には、民間賃貸住宅の契約時に必要な保証人や緊急連絡先の確保が難しい等の課題も残っている。一方、民間賃貸住宅のオーナーは、住宅確保要配慮者の入居に対して残存家財の処分費用や原状回復の費用負担への不安が払拭しきれない課題もあるため、これらの課題解決のため民間事業者のサービスを活用し、入居支援事業としての展開を図る。

2. 事業の概要

住宅確保要配慮者、民間賃貸住宅のオーナーが以下の民間事業者のサービスに加入する際、初回費用の一部を補助する。

(1) 入居時に必要となるサービス（入居者対象）

○債務保証サービス

民間賃貸住宅の賃貸借契約時に必要となる連帯保証人が立てられない入居予定者が、債務保証会社を利用する際にかかる初回保証料を補助する。

○緊急連絡先確保サービス

民間賃貸住宅の賃貸借契約時に必要となる緊急連絡先がない入居予定者が、居住支援法人又は居住支援法人から紹介された事業者が提供する緊急連絡先代行サービスを利用する際にかかる初回利用料を補助する。

(2) 入居中の安心を確保するサービス（入居者対象）

○あんしんすまいパック

民間賃貸住宅の単身者が、安否確認（電話での自動音声ガイダンスやLED電球の反応）や死亡時の残存家財及び原状回復費用の補償をセットにしたサービスを利用する際にかかる初回登録料を補助する。

(3) 入居中の死亡時に備えるサービス（入居者、民間賃貸住宅オーナー対象）

○死亡時あんしん居住サービス

単身高齢者や単身障害者が万が一の孤独死への不安に備えるために、葬儀の実施や残存家財の片付けの実施がセットになったサービスを利用する際にかかる事

務手数料を補助する。

○セーフティネット住宅あんしん保険

セーフティネット住宅に登録した民間賃貸住宅へ、単身高齢者が入居するにあたって、オーナーや不動産会社が死亡補償等の保険に加入した際の保険料について補助する。

- (4) サービスの対象者等
別紙のとおり

3. 事業の検証

サービス利用者や不動産事業者、居住支援協議会の意見等も踏まえ、サービスの検証を行い、ニーズに応じた見直しを図っていく。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月中～下旬	住み替え支援協力不動産店へのサービス周知
4月	事業開始
	区報・ホームページ等によるサービス周知

令和3年度住宅確保要配慮者入居支援事業一覧(案)

別紙

1. 債務保証サービス及び緊急連絡先確保サービス

補助対象	高齢者世帯	65歳以上の1人世帯、又は高齢者(65歳以上)1人以上を含み60歳以上の者のみで構成される世帯	
	障害者世帯	身体障害者手帳1～4級	左の手帳の交付を受けている者を含む世帯
		精神障害者保健福祉手帳1・2級	
愛の手帳1～3度			
ひとり親世帯	中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第2項に規定する児童とその父若しくは母又は同条第3項に規定する養育者などで構成される世帯。当該児童の兄又は姉が同居する場合を含む。		
補助額等	債務保証サービス	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣の登録を受けた家賃債務保証業者(令和3年2月末現在:74社)と契約すること。 補助額は、初回保証料の実費額(上限3万円)とする。 	
	緊急連絡先確保サービス	<ul style="list-style-type: none"> 補助額は、契約時の初回利用料の実費額(上限1万円)とする。 	

2. あんしんすまいパック

補助対象	区内の民間賃貸住宅に入居中の単身者		
補助額等	補助対象となるサービス内容	以下のいずれかの見守りサービスの利用 ・週2回の安否確認電話(音声ガイダンス) ・LED電球に内蔵されたSIMセンサーの反応 ※警備会社の駆け付けサービスの選択も可	
		<ul style="list-style-type: none"> 残存家財片付け及び原状回復費用の補償 	
<ul style="list-style-type: none"> 補助額は、サービス加入時の登録料の実費額(上限3万円)とする。 			

3. 死亡時あんしん居住サービス

補助対象	高齢者世帯	65歳以上の1人世帯	
	障害者世帯	身体障害者手帳1～4級	左の手帳の交付を受けている1人世帯
		精神障害者保健福祉手帳1・2級	
愛の手帳1～3度			
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 葬儀一式(読経、告別式は除く)及び残存家財の片付の実施を行うこと。 補助額は、契約時の事務手数料の実費額(上限2万円)とする。 		

※1～3のサービス利用者への補助要件として、公営住宅の入居要件の所得基準を準用する。

4. セーフティネット住宅あんしん保険

補助対象者等	補助対象者	住宅セーフティネット制度に基づく登録住宅の入居者を対象とした入居者死亡保険に加入した以下の者 <ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅オーナー、不動産会社
	補助対象となる入居者の要件	単身高齢者(60歳以上)が入居中であること
補助額等	補助対象となる保険	「残存家財整理費用」「居室内修繕費用」「空き室になったことによる逸失家賃」の3点の補償のいずれかを含んでいる以下の保険商品への加入すること ・入居者死亡保険(少額短期保険など) ・火災(家財)保険のうち、残存家財整理費用等をカバーする部分の保険料
	<ul style="list-style-type: none"> 1戸あたり、上限6千円/年とする。 	